

多摩市

最大 30 万円

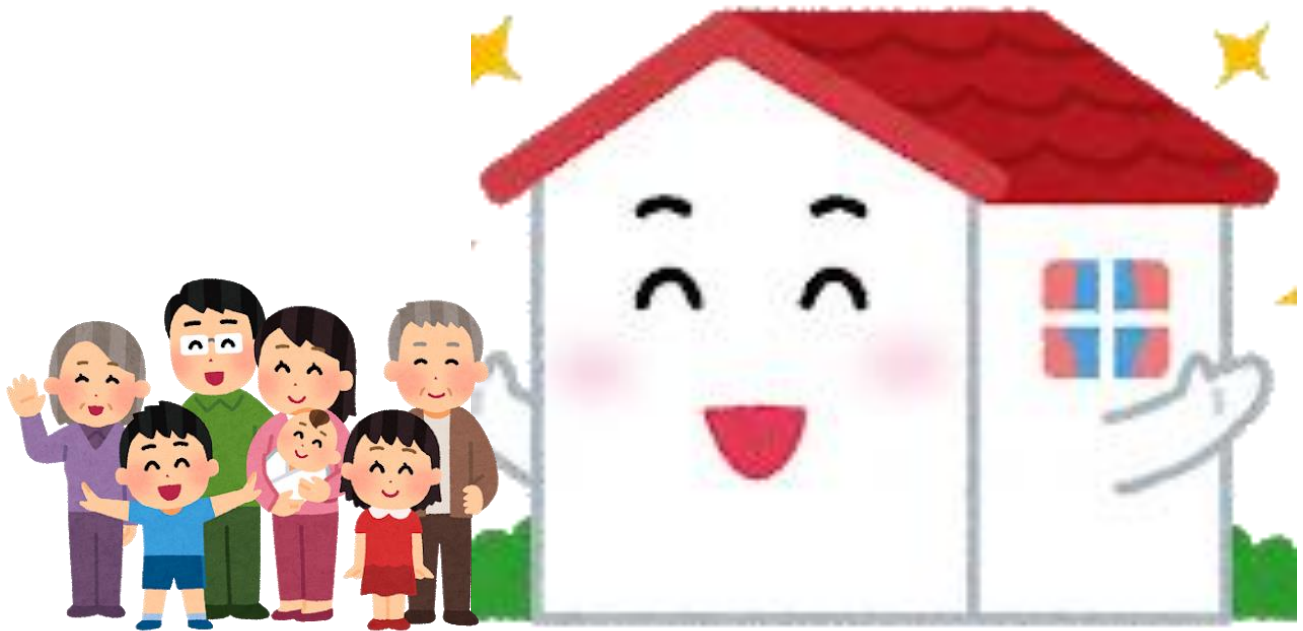
三世代近居・同居促進助成制度

助成制度の内容

多摩市では、
親世帯と近居・同居をするため、
市外から多摩市内に転入する
子育て世帯の住宅取得費用等
に対し助成をしています

令和6年度募集概要

募集件数：20 世帯
助成額：30 万円(上限)
予定登録：12月27日まで
※予定登録申請が12月27日までに
間に合わなかった場合ご相談ください



※助成対象とする事項に係る契約をする前に予定登録承認を受けることが必要です。
詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・事前相談】

多摩市 都市整備部 都市計画課 住宅担当
〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1(東庁舎 2階)
TEL : 042-338-6817 FAX : 042-339-7754

健幸都市



【重要】申請する際の注意事項

※助成対象とする事項に係る契約をする前に、予定登録承認を受ける必要があります。

※助成対象とする事項に、重複して他の補助制度を受けることはできません。必ず事前にご確認ください。

※案件や個々の状況によっては、手続き等が異なる場合がありますので、申請前に必ず都市計画課住宅担当までご相談ください。

助成対象費用（親世帯と近居・同居するために子育て世帯が行う以下の事項）

【近居・同居共通】

- 住宅の新築・購入に係る費用
- 登記に係る費用
- 引っ越し費用

【親世帯が所有する住宅に同居する場合のみ】

- 子育て世帯が転居する住宅の改修に係る費用

【助成額】

いずれの場合も、対象費用に対し最大**30万円**助成します

助成対象とする事項を左記よりお選びください。

一つで30万円に満たない場合等、二つの事項で申請することも可能です。

助成対象者

以下のすべてに該当すること ※3月末までに交付決定を受ける必要あり

- 1 18歳未満の子どもを養育する50歳未満のもので構成される世帯（妊娠中含む）の世帯主
- 2 子育て世帯及びその親世帯の同居するもの全員が住民税及び固定資産税の滞納がないこと
- 3 転入後、引き続き多摩市内に5年以上にわたり、居住を継続する見込みであること
- 4 子育て世帯及びその親世帯が生活保護法による保護を受けていないこと
- 5 助成対象とする事項に、他の補助金等の交付を受けていないこと

助成の対象となる住宅

以下のすべてに該当すること

- 1 自己の居住を目的とした戸建て住宅・共同住宅であること
- 2 賃貸住宅でないこと
- 3 併用住宅の場合は、自己の居住の用に供する部分が住宅の2分の1以上であること
- 4 建築基準法その他関係法令に適合した建築物であること（新耐震基準の建物であること等）
- 5 居住専用部分の専有面積が、以下の算出式により算出される最低居住面積を満たしていること
最低居住面積 : $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$

「【フラット35】地域連携型」について

【フラット35】地域連携型は、住宅金融支援機構と多摩市の連携により、本助成金の対象者が【フラット35】を利用する場合に、当初5年間の借入金利の引き下げが受けられる制度です。

【フラット35】の制度等については、住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
TEL : 0120-0860-35 へご連絡ください。



【参考 URL】（住宅金融支援機構ホームページ）

https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/flat35kosodate/index.php/Organizations_tree/execute/132241

近居・同居とは

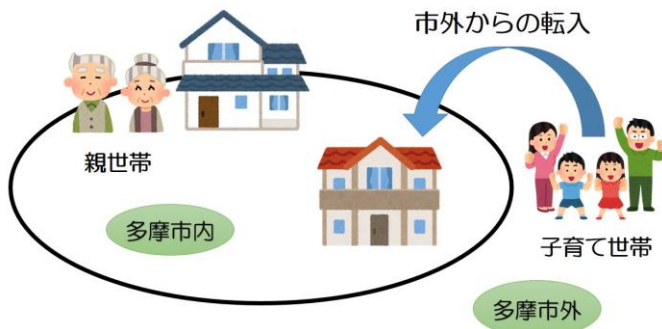
【近居とは】

本制度における「近居」とは、以下のいずれかを指すものです

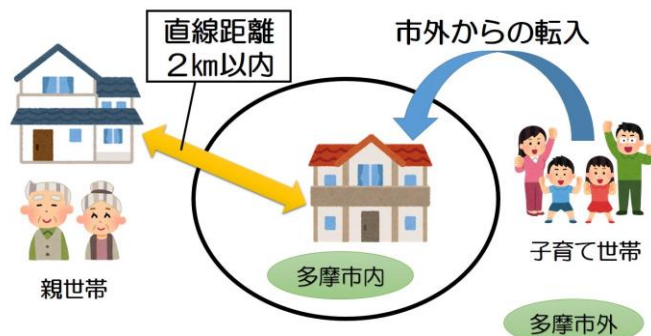
○多摩市外に居住する子育て世帯が多摩市内に居住する親世帯と多摩市内で別々に住むこと

○多摩市外に居住する子育て世帯が、多摩市近隣の親世帯の居住地から直線距離で2 km以内の多摩市内に転入すること

近居のイメージ①



近居のイメージ②

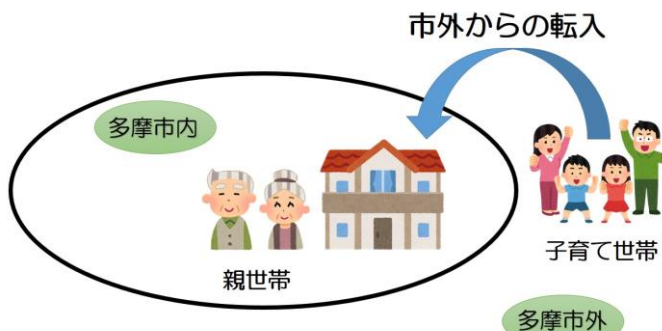


【同居とは】

本制度における「同居」とは、以下を指します

○多摩市外に居住する子育て世帯が、多摩市内に居住する親世帯と一緒に住むこと

同居のイメージ



主な手続きの流れ

＜予定登録申請＞ 12月27日まで

申請者

必要書類(別紙チェックリスト参照)を用意の上、**必ず住宅取得等の契約の前に**、申請してください

＜予定登録決定＞

市

予定登録の要件を満たしていることを確認後、予定登録の決定を行い、「予定登録承認通知書」を送付します

＜契約、登記、引っ越し＞

申請者

「予定登録承認通知書」が届いてから、売買・工事契約、登記、引っ越しを行ってください

＜転出・転入の手続き＞

申請者

- ①旧住所の市区町村役場へ転出の届出を行い、「転出証明書」を受け取ります
- ②「転出証明書」を持って、多摩市役所または出張所にて転入の届出をしてください

※交付申請用に、住民票(世帯全員が載っている続柄記載のものでマイナンバーの記載のないもの)を1通発行してください

＜交付申請＞

申請者

必要書類(別紙交付申請チェックリスト参照)を用意の上、申請を行ってください

※**転入後、3ヶ月以内の交付申請**が必要です
※予定登録申請時に使用した印鑑を「交付申請書」にも使用してください

＜交付決定＞ 3月末日まで

市

交付要件を満たしていることを確認後、交付決定を行い、「交付決定通知書」、「助成金請求書」等を送付します

＜助成金の請求＞

申請者

「助成金請求書」を返送してください
※予定登録申請時に使用した印鑑を「助成金請求書」にも使用してください

＜支払い＞

市

指定の口座に振込を行います

申請に必要な書類 ※詳細は別紙添付書類チェックリスト参照

申請名	助成対象費用の種類	添付資料
予定登録申請 (第1号様式)	共通	(1) 近居又は同居を予定している住宅の位置図 (2) 親世帯の住宅の位置図 (3) 近居又は同居を予定している住宅の平面図及び住宅の専有面積又は床面積が確認できる設計図書等の写し (4) 子育て世帯及び親世帯全員の住民票の写し※マイナンバー（個人番号）の記載のないもの (5) 子育て世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本の写し (6) 世帯主又は配偶者が妊婦である場合は、母子健康手帳の写し (7) 子育て世帯及び親世帯全員の住民税及び固定資産税の納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書） (8) 親世帯を構成する者が所有する住宅に同居する場合にあっては、同居を予定している住宅が親世帯を構成する者の所有するものであることが確認できるもの（登記事項証明書など） (9) 近居又は同居を予定している住宅の建築年月日が確認できるもの（建物の検査済証など） (10) 近居又は同居を予定している住宅が旧耐震基準で建てられている場合には、その住宅が新耐震基準に適合していることが確認できるもの (11) 市長が必要と認めるもの
	住宅の新築又は購入に係る費用	(1) 住宅の取得に係る見積書、金額が分かる広告等の写し
	住宅の改修費用	(1) 改修工事に係る見積書の写し (2) 改修工事の工程表 (3) 改修工事に係る住宅所有者の同意書
	住宅取得又は改修に係る登記費用	(1) 住宅取得又は改修工事に係る登記手続委託契約等の見積書等の写し（登記手続の委任等に係る費用を助成対象費用に含む場合に限る。） (2) 登記手続に係る登録免許税の算出根拠資料（登録免許税を助成対象費用に含む場合に限る。）
	引っ越し費用	(1) 子育て世帯の転入に係る引っ越し費用の見積書の写し
交付申請 (第4号様式)	共通 ※(2)～(4)、(7)は予定登録申請時から変更がある場合に限る。	(1) 予定登録承認通知書の写し (2) 近居又は同居をした住宅の位置図 (3) 親世帯の住宅の位置図 (4) 近居又は同居を予定している住宅の平面図及び住宅の専有面積又は床面積が確認できる設計図書等の写し (5) 近居又は同居をした後の子育て世帯及び親世帯全員の住民票の写し (6) 近居又は同居に際して住宅を取得した場合にあっては、取得した住宅に係る登記事項証明書の写し (7) 親世帯を構成する者が所有する住宅に同居をする場合にあっては、同居をした住宅が親世帯を構成する者の所有するものであることが確認できるもの (8) 多摩市三世帯近居・同居促進助成金誓約書兼同意書（第5号様式） (9) 市長が必要と認めるもの
	住宅の新築又は購入に係る費用	(1) 建築売買契約書、工事請負契約書等の写し (2) 領収書その他の取得費用の支払を証する書類の写し (3) 取得した住宅に係る建築基準法の規定による確認済証及び検査済証の写し
	住宅の改修費用	(1) 改修工事に係る工事請負契約書等の写し (2) 領収書その他の改修費用の支払を証する書類の写し (3) 改修工事に係る建築基準法の規定による確認済証及び検査済証の写し（ある場合のみ）
	住宅取得又は改修に係る登記費用	(1) 住宅の取得又は改修工事に係る登記手続委任契約書等の写し（委任状など） （登記手続の委任等に係る費用を助成対象費用に含む場合に限る。） (2) 登記手続に係る費用の支払を証する書類の写し
	引っ越し費用	(1) 領収書その他の引っ越し費用の支払を証する書類の写し